破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４４８号
岡山県浅口市鴨方町鴨方2087番地１
債務者　髙橋　増夫
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　威
４　破産債権の届出期間　平成23年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
北海道虻田郡豊浦町字新山梨267番地
債務者　郷家　一弘
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　政池　裕一
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
函館市神山３丁目21番６号
債務者　京谷吉次郎
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　元章
４　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
福島県いわき市小名浜字船引場23番地の23
債務者　鶴岡　義行
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３１３３号
名古屋市千種区井上町38番地　星ヶ丘第一ビル４Ｃ号
債務者　木全　英樹
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時20分
６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７５９号
大阪市住吉区墨江４丁目９番18号
債務者　奥西　信子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
４　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８号
神奈川県小田原市柳新田47番地の５
債務者　保田　照雄
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　靖志
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８５９号
神奈川県小田原市柳新田47番地の５
債務者　保田ミドリ
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　靖志
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８３５号
大阪府寝屋川市春日町20番７号
債務者　喜田　澄子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
４　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２号
愛媛県松山市勝山町２丁目12番地３　アルファステイツ勝山通り405号
債務者　松本　　司
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　真久
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前11時35分
６　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４２号
愛知県知多郡南知多町大字大井字江崎１番、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字豊丘字浜29番地
債務者　浜田不動産こと　濱田　　勝
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細井　靖浩
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時50分
６　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2486番地の３
債務者　河野　信明
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
４　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３８６２号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目12番３号　稲穂２・６マンションⅡ―102号
債務者　滝本　明寿
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０２号
岩手県花巻市西宮野目第６地割402番地１
債務者　畠山　淑子
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部